井手町公告第７２号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により、農地中間管理事業の一子に係る農地利用集積計画を定めたので、同条第７項の規定により公告し、その関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

令和８年１１月１３日

井手町長　　西　島　寛　道

記

１　縦覧に供する農地利用集積計画
　令和８年度　第４号

２　縦覧期間
　令和８年１１月１３日以降

３　縦覧場所
　井手町大字井手小字東高月８番地
　井手町産業環境課